

経営管掌権理集積計画

1 個別事項		高集7-04		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 高野町長 平野 嘉也 (氏名又は名称)		(所在地) 和歌山県伊都郡高野町高野山636番地 (住所又は所在地)								
				乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所 在 在		林班		小班群		枝番		地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	大字	小字	地番													
1	杖ヶ藪	繪体場	5	25	イ	5	山林	1.1284	スキ・ヒノキ。 その他の広葉樹 (ヒノキ)	57	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
2	杖ヶ藪	繪体場	15	25	ロ	815、 16	山林	1.3346	スキ・ヒノキ。 その他の広葉樹 (スキ)	48～75	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
3	杖ヶ藪	芦谷	28-3	24	二	13.14	山林	1.8359	スキ・ヒノキ。 その他の広葉樹 (スキ)	50～65	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
4	杖ヶ藪	芦谷	42	24	ホ	6	山林	0.4204	スキ・ヒノキ。 アカマツ (ヒノキ)	50～60 (90)	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
5	杖ヶ藪	内野	63	25	ロ	34.35	山林	0.9031	スキ・ヒノキ (ヒノキ)	52～78	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
6	杖ヶ藪	原山	382-17	21	ヘ	18	山林	0.1918	スキ・ヒノキ (ヒノキ)	62～80 (62)	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
7	杖ヶ藪	トチャ	386-5	21	ホ	12 他4小班	山林	2.5717	スキ・ヒノキ。 アカマツ	58～100	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
8	杖ヶ藪	馬酔木	399-8	22	ハ	1	山林	0.4626	スキ・ヒノキ	58	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
9	杖ヶ藪	馬酔木	402-6	23	ロ	2.3	山林	1.1821	スキ・ヒノキ	61～65	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
10	杖ヶ藪	黒谷エンド	411-5	24	イ	22	山林	3.1431	スキ・ヒノキ。 その他の広葉樹 (スキ・ヒノキ)	57	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
11	杖ヶ藪	黒谷エンド	411-6	23	イ	23	山林	0.7163	スキ・ヒノキ。 その他の広葉樹 (スキ・ヒノキ)	55	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
12	林	峯之倉	92	19	二	12	山林	0.1837	スキ・ヒノキ	58	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
13	林	北山	93	19	ハ	1	山林	0.6943	スキ・ヒノキ	48	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
14	林	北山	117	19	ロ	3.4.5	山林	3.8225	スキ・ヒノキ	59～105	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
15	林	土倉	206-13	20	ハ	1	山林	0.1164	スキ・ヒノキ (ヒノキ)	53	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考			
	所在大字	所在小字	地番	林班	小班群	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1 枝ヶ藪	檜木場	5	25	イ	5			山林	1.1284	スキ・ヒノキ* その他の落葉樹 (ヒノキ)	57				
2 枝ヶ藪	檜木場	15	25	口	8、15、 16			山林	1.3346	スキ・ヒノキ* その他の落葉樹 (ヒノキ)	48~75				
3 枝ヶ藪	芦谷	28-3	24	ニ	13、14			山林	1.8359	スキ・ヒノキ* その他の落葉樹 (スキ・ヒノキ)	50~65				
4 枝ヶ藪	芦谷	42	24	ホ	6			山林	0.4204	スキ・ヒノキ* アカマツ (ヒノキ)	50~60 (90)				
5 枝ヶ藪	内野	63	25	口	34、35			山林	0.9031	スキ・ヒノキ (ヒノキ)	52~78				
6 枝ヶ藪	原山	382-17	21	ヘ	18			山林	0.1918	スキ・ヒノキ (ヒノキ)	62~80 (62)				
7 枝ヶ藪	トチャヤ	386-5	21	ホ	12			山林	2.5717	スキ・ヒノキ* アカマツ	58~100				
8 枝ヶ藪	馬酔木	399-8	22	ハ	1			山林	0.4626	スキ・ヒノキ	58				
9 枝ヶ藪	馬酔木	402-6	23	口	2、3			山林	1.1821	スキ・ヒノキ	61~65				
10 枝ヶ藪	黒谷エンド	411-5	24	イ	22			山林	3.1431	スキ・ヒノキ* その他の落葉樹 (スキ・ヒノキ)	57				
11 枝ヶ藪	黒谷エンド	411-6	23	イ	23			山林	0.7163	スキ・ヒノキ* その他の落葉樹 (スキ・ヒノキ)	55				
12 林	峯之倉	92	19	ニ	12			山林	0.1837	スキ・ヒノキ	58				
13 林	北山	93	19	ハ	1			山林	0.6943	スキ・ヒノキ	48				
14 林	北山	117	19	口	3、4、5			山林	3.8225	スキ・ヒノキ	59~105				
15 林	土倉	206-13	20	ハ	1			山林	0.1164	スキ・ヒノキ (ヒノキ)	53				

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 住 所 (同上)

高野町長 平野 嘉也

印

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に着々管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙は、この公告の後ににおいて当該森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理者）に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権原を有しなくなつた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を乙に譲り受けた場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するこが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路綱その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行ふことを認める場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

気象災等により当該森林に生育する樹木が損失した場合は、原則、甲が再造林等を実施し、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に育生する樹木について森林保険を付保保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として該当森林に生育する樹木について森林保険を付保保することができるものとする。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売収入から経費として控除するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合には、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ①災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ②路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ①乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益をさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ②乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合には、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ①甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ②甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失がある場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ①乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ②経営管理実施権を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。

なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- ③甲が経営管理権配分計画により設定された経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在 大字	所在 小字	林班	小班郡 地番	小班	<経営管理実施権が設定される場合>
1 枝ヶ藪 檜休場	5	25	イ	5	○経営管理実施権者が利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。	
2 枝ヶ藪 檜休場	15	25	口	8、15、16	○経営管理実施権者は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
3 枝ヶ藪 芦谷	28-3	24	ニ	13、14	○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	
4 枝ヶ藪 芦谷	42	24	木	6	○経営管理実施権は、気象災等により、当該森林において立木や土砂や倒木の撤去等必要な対策を講じるものとする。	
5 枝ヶ藪 内野	63	25	口	34、35	○乙は、存続期間中に保育間伐又は利用間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。	
6 枝ヶ藪 原山	382-17	21	ヘ	18	○乙は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
7 枝ヶ藪 トチヤ	386-5	21	木	12 他4小班	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	
8 枝ヶ藪 馬酔木	399-8	22	ハ	1		
9 枝ヶ藪 馬酔木	402-6	23	口	2、3		
10 枝ヶ藪 黒谷エンド	411-5	24	イ	22		
11 枝ヶ藪 黒谷エンド	411-6	23	イ	23		
12 林 峯之倉	92	19	ニ	12		
13 林 北山	93	19	ハ	1		
14 林 北山	117	19	口	3、4、5		
15 林 土倉	206-13	20	ハ	1		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

番号	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在 大字	小字 地番	林班	小班郡	小班	
<経営管理実施権が設定される場合>						
(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)						
1 枝ヶ藪 増休場	5	25	イ	5	8、15、16	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に係る経費（植栽・保育・森林保険の保険料等）として、乙が算定した額とする。
2 枝ヶ藪 増休場	15	25	ロ			(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
3 枝ヶ藪 芦谷	28-3	24	二			○木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額のいずれかの内、より収益が見込まれる額により算定とする。
4 枝ヶ藪 芦谷	42	24	木	6		(3. 伐採等に要する経費の額の算定方法)
5 枝ヶ藪 内野	63	25	ロ	34、35		○伐採等に係る経費については、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
6 枝ヶ藪 原山	382-17	21	ヘ	18		(4. 留意事項)
7 枝ヶ藪 トチヤ	386-5	21	木	12		○木材の販売収益から差し引いた種苗及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かるか、預り金の残高がなくなるか、伐採等に要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
8 枝ヶ藪 馬酔木	399-8	22	ハ	1		<経営管理実施権が設定されない場合>
9 枝ヶ藪 馬酔木	402-6	23	ロ	2、3		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
10 枝ヶ藪 黒谷エンド	411-5	24	イ	22		○経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
11 枝ヶ藪 黒谷エンド	411-6	23	イ	23		(2. 留意事項)
12 林 墓之倉	92	19	二	12		○乙が経営管理を行ったために要した経費は、乙が負担するものとする。
13 林 北山	93	19	ハ	1		
14 林 北山	117	19	ロ	3、4、5		
15 林 土倉	206-13	20	ハ	1		

経営管理権集積計画

1 個別事項			(名称) 高野町長 平野 嘉也		(所在地) 和歌山県伊都郡高野町高野山636番地									
整 理 号 番	高集7-05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）														
番号	所 在 在		林班	小班群	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林駆	経営管理権の 存續期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容（C）	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	参考
	大字	小字												
1	林	土倉	206-11	20	ハ	1	山林	0.2440	ヒノキ (スギ・ヒノキ)	53	2025.9.1 (2031.8.31)			
2														
3														
4														
5														
別添1のとおり														
別添2のとおり														
【経営管理実施権が 設定される場合】 伐採後、木材の販売 収入額が確定後速や かに行なうものとする。 （相手方及び方法） 甲の指定する口座に 支払うものとする。														
【経営管理実施権が 設定されない場合】 乙から甲にに対して金 銭の支払いは行わない。														

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
	所在 大字	所在 小字	地番	林班	小班群	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	
1	林	土倉	206-11	20	ハ	1		山林	0.2440	(スギ・ヒノキ)	53	
2												
3												
4												
5												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

印

住 所 (同上) 高野町長 平野 嘉也
住 所 (同上) [REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ①経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に義務を負う。
- ②経営管理実施権配分計画について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象する森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（当該森林の森林所有者となつた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ①乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ②乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ③甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において、この経営管理権集積計画に関する事項は変更しないものとする。
- ④甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ①乙は、（1）（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ②乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- ③乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合には、第三者から当該立木について除去等を行ふことを認めることがある。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）
気象災等により当該森林に生育する樹木が損失した場合は、原則、甲が再造林等を実施し、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に育生する樹木について森林保険を付保することができます。
- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができます。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売収入から経費として控除するものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
①災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
②路綱等による当該森林への到達が困難となるとき
③当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
①乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
②乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法
経営管理権の存続期間の満了時において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
①甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
②甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が生前又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は逈満なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
①乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権者が当該森林で経営管理実施権者に義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることがで
きる。
なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
②経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。
③甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理実施権に係る森林に関する経営管理権集積計画により定められた権利を受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林							経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容							
番号	所在			林班			小班郡			小班			<経営管理実施権が認定される場合>	
	大字	小字	地番											
1 林	土倉	206-11	20	ハ	1		○経営管理実施権者が利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。	○経営管理実施権者は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理事業や、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行った場合、森林の公益的機能の維持や、第三者に与える損害を考慮し、土砂や倒木の撤去等必要な対策を講じるものとする。			
2													<経営管理実施権が認定されない場合>	
3													○乙は、存続期間中に保育間伐又は利用間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。	
4													○乙は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理事業や、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
5													○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法					
番号	所在		林班		小班郡	小班	<経営管理実施権が設定される場合>			
	大字	小字	地番							
1	林	土倉	206-11	20	ハ	1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に係る経費（植栽・保育・森林保険の保険料等）として、乙が算定した額を控除した額とする。	(2. 木材の販売収益について) ○木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額のいずれかの内、より収益が見込まれる額により算定とする。	(3. 伐採等による経費の算定方法) ○伐採等に係る経費については、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	
2							(4. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預り金の残高がなくなるか、預り金の残高がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等による経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。			
3							<経営管理実施権が設定されない場合>			
4							(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。			
5							(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行つたために要した経費は、乙が負担するものとする。			

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	高集7-06	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 高野町 平野 嘉也		(所在地) 和歌山県伊都郡高野町高野山636番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(А)																
番号	所 在	在	林班	小班群	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 権利の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権にに基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手 方及び方法	備考
1	杖ヶ藪	トチャ	388-17	21	ヘ	17	山林	0.4114	スギ・ヒノキ	70	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
2	杖ヶ藪	西山	395	21	イ	1、2	山林	1.0818	スギ・ヒノキ・ アカマツ	63～65	2025.9.1	6年 (2031.8.31)				
3	杖ヶ藪	西山	397-5	20	ニ	2、3	山林	0.1866	ヒノキ・ その他広葉樹	56～70	2025.9.1	6年 (2031.8.31)	別添1のとおり	別添2のとおり		
4																
5																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
	所在 大字	所在 小字	地番	林班	小班群	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類
1 枝ヶ藪	トチャヤ	383-17	21	ヘ	17		山林	0.4114	スキ・ヒノキ	70		
2 枝ヶ藪	西山	395	21	イ	1、2		山林	1.0818	スキ・ヒノキ・アカマツ	63~65		
3 枝ヶ藪	西山	397-5	20	二	2、3		山林	0.1866	ヒノキ・その他広葉樹	56~70		
4												
5												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)
権利を設定する森林の森林所有者(甲)

印
[REDACTED]

住 所(同上) 高野町長 平野 嘉也
住 所(同上) [REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ①経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するものと同一の注意義務をもつて経営管理を行いう義務を負う。
- ②経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対する履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林經營管理法施行規則に定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ①乙は、甲が次のいずれかに該当する限り、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により当該森林に係る権原を有しなくなった場合
イ 甲が当該森林において、当該森林の事由により当該森林を有しなくなった場合
- ②乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により食日を行いう場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ①乙は、（1）（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路綱その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ②乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③乙は、当該森林の立木が第三者から当該立木について除去等を行った場合において、かつ第三者から当該立木について除去等を行った場合には、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認める。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

気象災等により当該森林に生育する樹木が損失した場合は、原則、甲が再造林等を実施し、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に育生する樹木について森林保険を付保保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として該当森林に生育する樹木について森林保険を付保保することができる。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売收入から経費として控除するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ①災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ②路線の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

①乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
②乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

①甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
②甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合には連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

①乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権者が当該森林で経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることがある。

②経営管理実施権配分計画が定められた場合、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告書を徴収する義務のみを負う。

なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等に基づき経営管理受益権を受受けたときは、当該支払を受受けたものとみなす。

③甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	対象森林					小班 班番	小班郡 地番
	所在 大字	所在 小字	所在 地番	林班	小班		
1 枝ヶ藪	トチャ	383-17	21	~	17		
2 枝ヶ藪	西山	395	21	イ	1,2		
3 枝ヶ藪	西山	397-5	20	ニ	2,3		
4							
5							

<経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者が利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
- 経営管理実施権者は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
- 経営管理実施権者は、気象災等により、当該森林において立木や土砂の流出、倒木等の被害が発生した場合、森林の公益的機能の維持や、第三者に与える損害を考慮し、土砂や倒木の撤去等必要な対策を講じるものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に保育間伐又は利用間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。
- 乙は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
番号	所在		林班	小班郡	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	大字	小字				（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○利用間伐に付いて甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から伐採等に係る経費、その他経営管理に係る経費（植栽・保育・森林保険の保険料等）として、乙が算定した額を控除した額とする。	（2. 木材の販売収益について、木材を販売して得られた収益の額又は経営管理実施権分計画に添付された経費の見積額のいずれかの内、より収益が見込める額により算定とする。） ○木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額又は経営管理実施権分計画に添付された経費の見積額とすると。
1 枝ヶ藪	トチャ	383-17	21	ヘ	17	（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○伐採等に係る経費については、経営管理実施権分計画に添付された経費の見積額とする。	（4. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が経営管理を行ったために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
2 枝ヶ藪	西山	395	21	イ	1,2		
3 枝ヶ藪	西山	397-5	20	ニ	2,3	<経営管理実施権が設定されない場合>	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
4							（2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。
5							

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	高集7-07	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称)		高野町長 平野 嘉也		(所在地)		和歌山県伊都郡高野町高野山636番地	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所 在 地 大字	小字	地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
1	杖ヶ藪	鬼剣	67	25	ハ	7	山林	0.7283	スキ・ヒノキ	75
2										
3										
4										
5										
経営管理権の存続期間（終期）(B)										
経営管理権の始期										
経営管理権の内容(C)										
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法										
乙が甲にDを支払うべき時期の方及び方法										
参考備考										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）									
番号	所 在	大字	小字	地番	林班	小班群	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	杖ヶ藪	鬼淵	67	25	ハ	7			山林	0.7283	スギ・ヒノキ	75					
2																	
3																	
4																	
5																	

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）
権利を設定する森林の森林所有者（甲）

印

住 所 (同上)
住 所 (同上)

高野町長 平野 嘉也

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益に対する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ①経営管理実施権配分計画が定められた場合には、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ②経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることがができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定めた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ①乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ②乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林において（1）に掲げる事項を実施する部分を取り消すこととする。
- ③甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ①乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随时立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路綱その他の施設を用いて使用できる。
- ②乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- ③乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該施設の維持管理を行いうものとする。
- ④乙は、当該森林の立木が第三者から当該立木について損害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権者が設定されるときには乙が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

（10）森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
気象災等により当該森林に生育する樹木が損失した場合は、原則、甲が再造林等を実施し、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に育生する樹木について森林保険を付保保することができる。

（11）森林保険（経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として該当森林に生育する樹木について森林保険を付保保することができるものとする。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売収入から経費として控除するものとする。

（12）災害等による経費又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する事が不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
①災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
②路綱等により当該森林への到達が困難となつたとき
③当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（13）損害の賠償

①乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
②乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（14）甲の通知及び届出

①甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
②甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が生所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（15）経営管理実施権配分計画の作成

①乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
②経営管理実施権配分計画が定められる場合、乙は、経営管理実施権者に對して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
③甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権受権に基づき経営管理受権権により設定された経営管理受権権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

（16）その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林							経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容							
番号	所在			林班	小班	小班部	小班	<経営管理実施権が設定される場合>						
	大字	小字	地番					○乙は、存続期間中に保育間伐又は利用間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。 ○乙は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、渓畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとします。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。						
1	枝ヶ藪	鬼淵	67	25	ハ									
2														
3														
4														
5														

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
番号	所在 大字	所在 小字	所在 地番	所在 林班	所在 小班部	所在 小班	所在 小班
1	枝ヶ藪	鬼渕	67	25	ハ	7	
2							
3							
4							
5							

<経営管理実施権が設定される場合>

- (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
 - 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から伐採等に係る経費、その他経営管理に係る経費（植栽・保育・森林保険の保険料等）として、乙が算定した額とする。
- (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
 - 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額のいずれかの内、より収益が見込める額により算定とする。
- (3. 伐採等に係る経費の算定方法)
 - 伐採等に係る経費については、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(4. 留意事項)

- 木材の販売収益から差し引いた運搬及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が負担する期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
 - 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
- (2. 留意事項)
 - 乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。

面積統計權理管營經

個別事項		番号	整理番号	高集7-08	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 高野町長 平野 嘉也	（所在地） 和歌山県伊都郡高野町高野山636番地
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所在 大字	所在 小字	林班 地番	小班群 枝番	小班 地目	面積 ha	現況 樹種
1	杖ヶ藪	馬酔木	402-4	23	ハ	8	山林
2							
3							
4							
5							

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)							
	所在 大字	所在 小字	地番	林班	小班群	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	杖ヶ藪	馬鹿木	402-4	23	ハ	8		山林	0.7400	(スキ・ヒノキ)	63					
2																
3																
4																
5																

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙)
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

印
 [REDACTED]

住 所 (同上) 高野町長 平野 嘉也
 住 所 (同上) [REDACTED]

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行いう義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、乙に経営管理の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることがができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象する森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に公告の後ににおいて当該森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理権を受ける権利）が、それぞれ設定された者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 稟税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を取り消すことなどが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることがある。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

気象災等により当該森林に生育する樹木が損失した場合は、原則、甲の費用負担を実施し、甲の費用負担にして当該森林に育生する樹木について森林保険を付保することができます。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として該当森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売収入から経費として控除するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
①災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
②路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
③当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ①乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ②乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了時において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ①甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ②甲及び申の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、速滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ①乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
 - ②経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理権者が当該森林で経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
- なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班郡	小班	<経営管理実施権が設定される場合>	
	大字	小字				地番	
1 枝ヶ藪	馬鹿木	402-4	23	ハ	8	<経営管理実施権者が利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。	○経営管理実施権者は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
2						<経営管理実施権者が利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。>	○乙は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
3						<経営管理実施権者が利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。>	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
4							
5							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法				
番号	所在			林班			小班	<経営管理実施権が設定される場合>
	大字	小字	地番					
1 柱ヶ嶺	馬鹿木	402-4		23	ハ		8	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から伐採等に係る経費、その他経営管理に係る経費（植栽・保育・森林保険の保険料等）として、乙が算定した額を控除した額ととする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額又は経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額のいずれかの内、より収益が見込める額により算定とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○伐採等に係る経費については、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
2								(4. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
3								<経営管理実施権が設定されない場合>
4								(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。
5								